



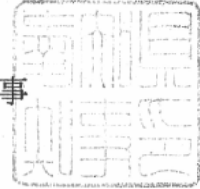
2 環 活 第 195 - 25 号

令 和 3 年 1 月 29 日

都市計画決定権者 江南市

代表者 江南市長 澤田 和延 殿

愛 知 県 知 事



尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ
処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書についての知事意見につ
いて（通知）

このことについて、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）第
31条第2項の規定により読み替えて適用される同条例第20条第1項の規定に基づ
く環境の保全の見地からの意見は、別添1のとおりです。

なお、県内関係市町長の環境の保全の見地からの意見は、別添2のとおり、岐阜
県知事の意見及び各務原市長の意見は別添3のとおりです。

担 当 環境局環境政策部環境活動推進課
環境影響評価グループ

電 話 052-954-6211（ダイヤルイン）

尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ 処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書についての知事意見

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載する必要がある。また、事業者は、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載されている環境配慮事項や環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- (2) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。
- (3) ごみ焼却施設の処理方式は、3つの処理方式の中から今後選定することとしているが、選定に当たっては、技術面、経済面に加え、環境影響評価の結果も十分考慮すること。また、選定された処理方式に応じて環境配慮事項及び環境保全措置として記載された事項を適正に実施し、環境影響のさらなる低減に努めること。

2 騒音及び超低周波音

資材運搬車両等及び廃棄物運搬車両等が走行する道路沿道に住居等が存在することから、工事の実施及び施設の供用に伴う騒音への影響が懸念される。

このため、走行車両の分散化やエコドライブ等、より一層の環境負荷の低減に努めること。

3 動物

オオタカへの影響について、「猛禽類保護の進め方（改訂版）－特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて－（平成 24 年 12 月環境省）」を踏まえた適切な調査期間の結果に基づき、予測及び評価を行うこと。

4 生態系

- (1) 生態系への影響について、ホンドキツネの生態を踏まえた適切な調査期間の結果に基づき、予測及び評価を行うこと。
- (2) 事業実施区域内で形成されてきたアベマキ等から成立する二次林を中心とした植物相が消失するとともに、上位性の視点から注目されるホンドキツネの営巣地が直接改変されることから、工事の実施及び施設の存在に伴う生態系への影響が懸念される。

また、ホンドキツネについては、具体的な環境保全措置及び事後調査計画が記載されていない。

このため、準備書に記載されている環境保全措置を確実に実施することはもとより、ホンドキツネについては、以下の事項について適切に対応すること。

ア 事業実施区域内外において、営巣に配慮した緑地の保全及び創出等の具体的な環境保全措置を実施すること。

イ アの環境保全措置の内容を踏まえ、適切な事後調査の手法を検討し、その根拠も含め、評価書においてできる限り詳細に記載するとともに、事業実施前に具体的な事後調査計画書として取りまとめ、公表すること。

また、事後調査計画書に基づき的確に調査を実施した上で、その結果を踏まえ、必要に応じて事後調査計画の見直しや適切な措置を講ずるとともに、それらの内容を公表すること。

ウ 繁殖等への影響を及ぼさない時期に工事着手すること。

エ 環境保全措置及び事後調査の実施に当たっては、専門家等の指導・助言を得ながら、適切に行うこと。

5 景観

主な景観要素に計画施設が加わるなどにより、視点によっては景観に変化が生じると予測されることから、施設の存在に伴う景観への影響が懸念される。

このため、建築物の形状、色彩等に配慮し、周辺景観との調和に努めること。

6 その他

- (1) 評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望等に適切に対応すること。



別添 2

2 犬環第 541 号

令和 2 年 11 月 27 日

愛 知 県 知 事 殿

犬山市長 山田 拓郎



尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について（回答）

令和 2 年 10 月 16 日付け 2 環活第 195-7 号で照会のありましたこのことについて下記のとおり回答します。

記

1. 市民の生活環境に十分に配慮をするとともに、環境保全に万全を期すこと

以上

担当 経済環境部環境課

電話 0568-44-0344

FAX 0568-44-0367

メール 020300@city.inuyama.lg.jp

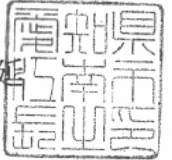




2江環第309号
令和2年10月23日

愛知県知事 様

江南市長 澤田 和延



尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合
ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について（回答）

令和2年10月16日付2環活第195-7号にて照会のありましたこのことについて、意見はありません。

担 当：経済環境部環境課
電 話：0587-54-1111（内線269）
FAX：0587-56-5516





2 扶産第 1055 号
令和 2 年 11 月 16 日

愛 知 県 知 事 殿

愛知丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武



尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ
処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について（回答）

令和 2 年 10 月 16 日付け 2 環活第 195-7 号の照会については、下記のとおりです。

記

- ・意見はありません。

担 当 扶桑町役場産業環境課
環境グループ
電 話 0587-93-1111

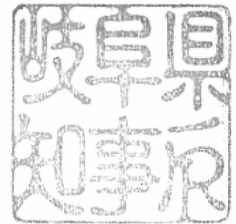




環管第384号
令和2年12月15日

愛知県知事 大村 秀章 様

岐阜県知事 古田 肇



尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について（回答）

令和31年2月15日付け30環活第376-4号の協議に基づき、別添のとおり各務原市長意見の写しを送付します。

また、本件についての当職の意見は下記のとおりです。

記

- 1 当事業の実施にあたり、周辺環境への影響等に関して新たな事情が生じたときは、必要に応じて環境項目及び調査、予測及び評価の手法等の再検討並びに追加の調査、予測、評価等を行うこと。
- 2 工事中及び供用後において、事前に予測し得なかった環境影響が生じた場合、または予測等に用いた計画諸元をやむを得ず変更する場合は、速やかに調査等を行い、関係機関と協議のうえ、適切な措置を講ずること。
- 3 周辺環境への影響や環境保全対策について、適切な機会をとらえて岐阜県の地元自治体や地域住民に対して丁寧に説明すること。特に隣県事業であるので、地域住民への情報提供を積極的に行うよう努めること。





2各環政第235号-2
令和2年10月21日

岐阜県知事 古田 肇 様

各務原市長 浅野 健司



尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設
整備事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について

愛知県知事より2環活第195-7号（令和2年10月16日付）にて通知いただきました
標記の件について、下記の通り提出いたします。

記

尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事
業に係る環境影響評価準備書に対する意見について、各務原市からの意見はありません。
意見ではございませんが、電波障害については「愛知県環境影響評価指針」の項目でない
ため、調査を実施しないとされており、今後、工事の実施段階で調査の実施を検討
されるのであれば、各務原市内についても配慮いただければ幸いです。

担当 各務原市市民生活部
環境室環境政策課
電話 058-383-4232（直通）

